

# 「札幌市 ICT 活用プラットフォーム運営協議会運営補助業務」

## 企画提案説明書（仕様書）

### 1 委託業務名

札幌市ICT活用プラットフォーム運営協議会運営補助業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務履行期間

平成29年9月下旬（予定）から平成30年2月28日まで。

### 3 本調達の背景と目的

札幌市では、「ビッグデータ」「オープンデータ」「IoT（Internet of Things）」「クラウド」など ICT を利活用したサービスの多様化により、情報通信の仕組みやコミュニケーションの形態が大きく変化している時代に対応するため、平成29年3月に「札幌市 ICT 活用戦略」を策定し、ICT の積極的な利活用を進めることで、札幌の抱える課題を解決し、暮らしの満足度の向上、地域経済の活性化、行政サービスの効率化等を実現することを基本的な方向性として掲げている。

こうした方針に基づき、札幌市では、平成28年7月に、産学官の有識者からなる「札幌市 ICT 活用プラットフォーム検討会（以下、「検討会」という。）」を設立し、ビッグデータやオープンデータを活用するためのシステム基盤の整備や産学官の連携による運営体制の確立に向けた検討を継続的に進めてきたところである。

今般、検討会での議論において一定の方向性が示されたことから、一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下、「財団」という。）および札幌市が中心となり、総務省補助事業「データ利活用型スマートシティ推進事業」等を活用しながら、官民の様々なデータを連携させるためのプラットフォームを構築するとともに、プラットフォームの運営を行うための「（仮称）札幌市 ICT 活用プラットフォーム運営協議会（以下、「運営協議会」という。）」を設立することとなった。

これらの取組の展開に当たっては、より有用性の高いプラットフォームを構築し、運営するために、データ提供者やデータ利用者だけではなく、データ編集者、データ加工者などプラットフォームの活用に関わる様々な主体の意見を十分に考慮しながら推進していく必要がある。

このような状況を踏まえ、本業務では、多様な主体が参画する運営協議会の円滑な運営を図るとともに、民間事業者や大学・研究機関、市民などによるデータの利活用を積極的に支援することを目的とし、運営協議会の事務局を担う財団の運営補助を行うものである。

## 4 業務内容

本業務においては、以下に示す内容を実施すること。

### (1) 運営協議会事務局支援業務

運営協議会の事務局運営を支援するため、以下の業務を行うこと。

#### ア 運営会議の開催

財団および札幌市を中心とする運営協議会メンバーに加え、各実証事業や業界団体の代表者等で構成する運営会議を開催し、プラットフォームの運営に関する各種検討を行うに当たって、議題の調整や資料の作成に関する支援を行うこと。

なお、運営会議の進行は財団で行うこととし、その開催回数は、9月上旬から10回程度を想定している。

#### イ 窓口対応

プラットフォームの運営に関して、データ提供者やデータ利用者、データ編集者、データ加工者からの問い合わせや相談に対応すること。

また、対応内容について記録し、適宜、運営協議会に報告すること。

### (2) データ利活用推進補助業務

データ利活用推進の補助として、以下の業務を行うこと。

#### ア データ利用者のニーズ調査

他都市におけるオープンデータの先進事例を調査するとともに、市内民間事業者や大学・研究機関、市民に対するヒアリングを行うなどにより、データ利活用のニーズについて把握すること。

また、提供が必要なデータの種類や所有者等を取りまとめ、適宜、運営協議会に報告すること。

#### イ データ提供者への働きかけ

データ所有者に対して、プラットフォームへのデータ提供を働きかけるとともに、データ提供に係る懸案事項の調整を行うこと。

特に、札幌市が所有する行政データのオープン化については、札幌市が設置した札幌市ICT活用推進本部との連携を意識すること。

また、データ提供者との交渉内容について記録し、適宜、運営協議会に報告すること。

#### ウ データ編集者との調整等

データ編集者が行うデータのクレンジング作業やファイル形式変換作業、匿名加工作業等に対する調整や支援を行うこと。

また、匿名加工情報や非識別加工情報の取扱いについて調査・研究し、データ提供者やデータ編集者等との調整を行うこと。

なお、データ編集に関しては、市民ボランティアや学生ボランティア等に参画してもらうオープンデータコミュニティの形成に係る可能性について検討すること。

#### エ データ加工者との調整等

データ加工者が行うデータのマッシュアップやビジュアル化、AIを活用した分析等に対する調整や支援を行うこと。

特に、AIを活用したビジネスやプロジェクトの創出を目的として、本年6月に設立された「S a p p o r o A I L a b」との連携を強く意識し、民間事業者のニーズと大学等の研究シーズとのマッチングの推進に注力すること。

#### オ 普及・啓発イベントの企画立案・調整

プラットフォームの認知度を高め、利活用の促進を図ることを目指し、普及・啓発イベントに関する企画・立案を行い、運営協議会に提案するとともに、開催が決定したイベントについて、その実施に向けた調整を行うこと。

特に、一般社団法人オープンデータ&ビッグデータ活用・地方創生推進機構（VLED）が札幌市での開催を予定している「オープンデータシンポジウム」や、今年度から本開催されるビジネスコンベンション「No Maps」との連携を強く意識し、道内外からの来場者に対する情報発信に注力すること。

なお、イベントの開催に要する経費（会場借上費、旅費、報償費など）については、別途予算措置を行うものとする。

## 5 企画提案を求める項目（提案範囲）

以下の各項目に提案すること。

- (1) 本業務に提案者が取り組むことの優位性、アピールポイント（類似業務の実績など）
- (2) 業務実施体制

ア 業務の執行体制を示すこと。また、業務従事者のビッグデータ収集および活用、オープンデータ推進などに関する活動実績を示すこと。

- (3) 業務スケジュール

ア 「4 業務内容」に記載している各項目の単位で提案すること。現時点で発注者側の協力が必要な作業が判明している場合は、その旨を分かるように記載すること。

イ 業務スケジュールに記載する作業内容について、各作業内容の想定工数および金額を積算書の内訳として記載すること。なお、積算根拠については「〇〇一式」ではなく、積算した作業ごとに役割、単価および工数がわかるように記載すること。

(4) 業務内容の個別実施に関すること

「4 業務内容」に記載している各項目を実現するための実施方法、具体的かつ効果的な対応方法、留意すべき視点などを示すこと。なお、下記項目については、必ず提案内容に入れること。

ア 今年度実施する運営会議の各回における議題設定案を提案すること。

イ データ利活用推進におけるヒアリング方法および内容、対象者などを提案すること。

ウ 普及・啓発イベントの企画案を提案すること。

(5) 独自提案

「4 業務内容」以外の内容で、有益と考える内容があれば提案すること。

本業務仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、提案者からの提案内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。

(6) 次年度以降の体制、費用

本業務を次年度以降も継続して実施するための体制、実施項目および条件、費用を提案すること。

運用の負担軽減を図るため、本業務内で可能な限り効率化を実施し、費用低減を行うこと。

## 6 予算規模（契約限度額）

4,799,520円（消費税および地方消費税を含む）

## 7 成果品

(1) 業務報告書：2部（正・副）

(2) 本業務の実施にあたり作成したドキュメント類：2部（正・副）

（打合せ議事録、調査報告書等）

(3) 上記一式を保存した電子媒体（CD-ROM、DVD等）：2部（正・副）

## 8 その他

(1) 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

(2) 企画提案提出後の企画提案書の訂正、追加および再提出は認めない。また、提出された企画提案書は返却しない。

(3) この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとする。

(4) この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合の当該業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

(5) 受託者は、定められた期間内に業務を完了するよう、進捗の管理に努めること。

- (6) 受託者は、業務の実施にあたり、契約書および委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を充分理解したうえで、業務を実施すること。
- (7) 受託者は札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (8) 受託者は、本業務の成果物に対する著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)および第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に定められている権利を成果物の納入、検査合格後ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。また受託者は、本業務の成果物の著作者人格権を行使しないものとする。
- (9) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。